

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 2 条（リスク及び自己責任の原則）	<p>(7) 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合並びにカバー取引先からのレート配信に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行うことがあること。</p>	<p>(7) 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行うことがあること。</p>
第 5 条（口座の開設及び取引の適格要件）	<p>(個人のお客様の場合)</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>— 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>(8) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>— 「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。</p>	<p>(個人のお客様の場合)</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと、又は反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>(8) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は<u>不法な</u>反社会的勢力の一員でないこと。</p>

<p>第 7 条 ( 証拠金 )</p>	<p>2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金 ( 本規程において規定されます。 ) から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様の保有するポジション ( 建玉 ) に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。</p>	<p>2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金 ( 本規程において規程されます。 ) から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様の保有するポジション ( 建玉 ) に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。</p>
<p>第 20 条 ( 本口座の停止又は解約 )</p>	<p>1. ( 2 ) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>2. ( 2 ) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p>	<p>1. ( 2 ) お客様が本約款その他本取引に関する規程の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>2. ( 2 ) お客様が本約款その他本取引に関する規程の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p>